

別紙

個人情報収集及び目的外利用についての答
申

令和元年 7 月 3 日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

次に掲げる事務の流れにおける個人情報の取扱いについて、必要な個人情報を本人以外のものから収集すること（西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号。以下「条例」という。）第8条第2項）及び同条第1項に規定する利用目的の範囲を超えて実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用（以下「目的外利用」という。）すること（条例第10条第2項）についての公益上の必要性の有無並びにそれらに伴う本人への通知の要否（条例第8条第3項及び第10条第3項）について、市長から諮問があった。

- (1) 市は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の2の規定による特定生産緑地の指定（申出基準日が近く到来することとなる生産緑地について、農地等利害関係人（以下「所有者等」という。）の意向を踏まえ、特定生産緑地として指定し、買取り申出が可能となる期日を10年延期するもの。）を行うにあたり、申出基準日が近く到来する生産緑地の所有者に対し、到来通知書及び指定意向調査票等（以下「各種通知」という。）を送付し、指定制度の周知を図る。
- (2) 前号の各種通知を送付するにあたり、不動産登記簿謄本に記載された所有権を有する者に郵送する予定ではあるが、生産緑地の所有者及び住所情報の変更登記がなされていないことにより、所有者等に各種通知が送達できないことが想定される。
- (3) 生産緑地の所有者に確実かつ遅滞なく各種通知を送達する必要があるため、市が保有する固定資産税・都市計画税納税通知書の送付先情報を所有者等への各種通知の送付に利用することを予定している。

第2 個人情報の内容

都市整備部都市計画課（以下「都市計画課」という。）が収集及び目的外利用をする個人情報の内容は、次のとおりである。

- (1) 固定資産税・都市計画税納税義務者の氏名又は法人名
- (2) 固定資産税・都市計画税納税義務者の住所又は所在地
- (3) 固定資産税・都市計画税納税通知書の送付先氏名又は法人名
- (4) 固定資産税・都市計画税納税通知書の送付先住所又は所在地

第3 審議会の結論

審議会は、諮問のあった特定生産緑地の指定に必要とする個人情報について、本人以外から収集、目的外利用及び本人通知の例外的な取扱いについて次のとおり結論づけた。

- (1) 個人情報を本人以外から収集し、及び目的外利用することについて

特定生産緑地の指定に係る事業の実施に必要な限度で、個人情報をも本人以外から収集すること（条例第8条第2項に該当すること。）及び目的外利用すること（条例第10条第2項に該当すること。）をいずれも認めるものとする。

(2) 本人通知の例外について

本人以外のものからの個人情報の収集及び市の実施機関内部での目的外利用に係る本人への通知を行わないこと（条例第8条第3項及び第10条第3項の例外に該当すること。）を認める。

第4 審議会の判断理由

審議会は、特定生産緑地の指定に係る個人情報の取扱いに関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

(1) 個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用の理由について

ア 公益上の必要性

法第10条の2に規定する特定生産緑地の指定については、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができることとされている。

この場合において、申出基準日以後は特定生産緑地の指定を行うことができず、特定生産緑地に指定されなかった生産緑地は、固定資産税等の評価が5年間で段階的に宅地並み課税となるほか、相続税等の納税猶予の特例が次の相続以後は適用されないものとされている。

よって、意向確認ができず特定生産緑地に指定されなかった所有者等は、財産上の不利益を被ることとなり、このような事態を回避するために都市計画運用指針（平成12年12月28日付建設省都計発第92号建設省都市局長通知）において、意向確認に当たっては、生産緑地所有者への周知に漏れがないよう行うことを求めている。

したがって、法及び国からの通知の趣旨を踏まえ、特定生産緑地の指定にあたり、生産緑地の所有者等に確実にかつ遅滞なく各種通知を送付する体制を整える必要があり、市が保有する固定資産税等納税通知書の送付先情報を利用することには、一定の公益上の必要性が認められると判断した。

イ 個人情報の管理体制等

本件諮問に係る個人情報の管理について、実施機関から次のとおり説明を受けた。

(ア)都市計画課は、保有する生産緑地台帳の生産緑地地番を用いて市民部資産税課（以下「資産税課」という。）が保有する課税台帳に対してデータ照会を行う。

(イ)資産税課は、生産緑地地番と課税台帳の課税地番が合致する納税義務者の第2に規定する個人情報を抽出する。抽出した当該個人情報を電子データで作成し、庁内ネットワークを用いて都市計画課に送付する。

(ウ)都市計画課は、提供を受けた個人情報について、都市計画課長を管理責任者として、条例及び西東京市情報セキュリティポリシーにのっとり、適切に管理する。

また、提供を受けた個人情報の保管を行うに当たっては、電子データに関してはパスワード等の設定で、紙媒体に関しては施錠した保管庫へ収納することで、漏えい等を未然に防ぎ、適切な管理を実施する。

(エ)都市計画課は、特定生産緑地の指定期限となる申出基準日（生産緑地法第10条の3の規定による指定の期限の延長にあつては、「指定期限日」とする。）を経過した場合においては、不要となった個人情報について、管理責任者の承認を得た上で、紙媒体又は記録媒体に記録されたものについては破砕等の物理的手段により、庁内サーバに記録された電子データについてはファイルの消去により確実に廃棄を行うものとする。

以上の説明から、審議会は、提供された個人情報の管理体制は十分に措置されることになると判断した。

(2) 個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用を本人に通知しないことについて

審議会は、個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用を本人へ通知することは、対象者が多数に上り、実施機関が特定生産緑地の指定に係る各種通知を当該情報に基づき本人に送付することが、本人通知に代わるものとなると考えられることから、当該通知を行わないことが妥当であると判断した。

第5 附帯意見

本答申を出すに当たり、市に対して次の意見を申し添える。

本諮問において、個人情報を取得する一連の流れについて説明があった際に、「など」及び「等」を用いる記載が散見された。個人情報保護に係る諮問において、「など」及び「等」のような曖昧な表現を用いると、個人情報の範囲を具体的に特定できない場合が想定され、拡大解釈その他の個人情報保護の形骸

化を招く懸念がある。

したがって、今後、取り扱う個人情報の範囲にあつては、当該個人情報の具体的な特定を行い、かつ、明確化することを求める。

第6 審議経過

審議会を開催日	内容
令和元年5月24日	諮問及び審議
令和元年7月3日	答申

以上